

議案第128号

福岡市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年6月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員会の委員の選出方法の変更及び農地利用最適化推進委員の新設が行われたことに伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数等を定める必要があるによる。

福岡市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例等の一部を改正する条例

(福岡市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部改正)

第1条 福岡市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例(平成17年福岡市条例第85号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

第1条中「第7条第1項、第10条の2第2項及び第3項並びに第19条第6項」を「第8条第2項及び第18条第2項」に、「(以下「委員会」という。)の選挙による委員の定数等に関し必要な事項」を「の委員(以下「農業委員」という。)及び農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の定数」に改める。

第2条を次のように改める。

(農業委員及び推進委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、19人とする。

2 推進委員の定数は、27人とする。

第3条及び第4条を削る。

別表第1及び別表第2を削る。

(福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第2条 福岡市特別職職員等の議員報酬，報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年福岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「第29条第1項」を「第35条第1項」に改める。

別表第2中

農業委員会	長	月額	82,000円	を
会	長	月額	71,000円	
部 会 会	員	月額	46,000円	

「

農業委員会	長	月額	82,000円	に改める。
会	員	月額	46,000円	
委 農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員		月額	46,000円	

」

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，公布の日から施行する。ただし，第2条中福岡市特別職職員等の議員報酬，報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例別表第2の改正規定は，規則で定める日から施行する。

（福岡市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 農業委員会の委員が農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任する間は，農業委員会の委員の定数及び部会を構成する委員の定数については，なお従前の例による。